

青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 7 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

令和 5 年度までとされている都市計画税の税率に関する特例措置について、その適用期間を延長したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 0 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の付則第 3 0 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。